

## 平成30年度 部局長マネジメント方針

たかはし かずこ  
福祉部長 高橋 和子



### 仕事に対する基本姿勢

福祉部ではすべての人が地域で個性を尊重し、支えあい、共に生きる安心と活力のある福祉コミュニティの実現に取り組んでいます。

近年は少子高齢化や、核家族化の進行による地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化により、複合的で複雑な課題を抱える事例が増加し、従来の公的サービスでは対応しきれない課題があることが明らかになっております。

そのような状況に対応するため、平成29年度には福祉分野における大規模な法改正が行われ、新たな「共生型サービス」の創設など、平成30年度より順次、制度改革が進められてまいります。

福祉部においても、職員一人ひとりが、引き続きその専門として支援する能力の研鑽に努めるとともに、地域の関係者と日頃から連携を図り、困難な課題を抱える方にも、効果的・継続的な支援ができる環境を構築してまいります。

### 平成29年度の振り返り

生活保護制度への信頼確保の観点から制度の適正化に取り組んでおりますが、平成28年3月末までを取り組み期間とした生活保護行政適正化行動計画を受け、引き続き重点的に取り組むべき項目として『生活保護行政適正化方針 平成29年度重点項目』を策定し、生活保護行政の適正な執行に取り組んでまいりました。

平成29年4月に、市立障害児者支援センター「レピラ」内に基幹相談支援センターを設置し、各地域担当制の委託相談支援事業の再構築により、障害児者が安心して地域で暮らせるよう相談支援ネットワークの構築及び相談支援体制の強化を図りました。さらに、障害福祉施策充実のため障害者支援室の組織見直しを実施しました。

また、これまでの国基準による介護予防サービスから要支援者等への介護予防・日常生活支援総合事業を円滑に実施できるように、周知用パンフレットを個別の要支援者宛に送付したり、様々な機会を通じて介護事業所や福祉事務所、保健センターなどの関係機関へ配布することなどにより、制度の理解の促進や要支援者が安心して多様なサービスを受けることが

できることの周知に努めました。

さらに、高齢者の在宅医療と介護の連携推進として、医師会などの関係団体と連携し、市民や専門職への啓発・研修や課題の抽出と対応策の検討などといった、国から示されている在宅医療介護連携推進事業の8項目に取り組みながら、相談体制の整備についても平成30年度に実施できるように医師会と協議を進めました。

認知症高齢者への施策としては、医師会への委託により認知症初期集中支援チームを平成29年7月に設置し、医療の専門職がチームとなって本人や家族からの相談に基づいて訪問し、早期に適切な医療や介護につながる仕組みづくりに取り組みました。

## 平成30年度に取り組む重点課題

### 1 制度趣旨に沿った生活保護の実施

平成29年度当初予算における生活保護費支給経費は約349億円で、前年比で約11億円下回りました。また、平成29年4月現在の生活保護受給率は3.98%で、前年同月比で0.029ポイント下回りました。生活保護費支給経費や受給者の減少は景気の回復もあるものの、平成24年9月に策定した生活保護行政適正化行動計画に基づき、今日的な課題である不正受給や医療・介護扶助の適正化を図るべく「生活保護情報ホットライン」「かかりつけ薬局制度の創設」「後発医薬品の使用促進」とともに、受給者個々人に寄り添うオーダーメイドの就労支援など多様なメニューを掲げ精力的に取り組んだ結果であると思っています。

平成30年度は平成28年度に東大阪市生活保護行政適正化推進本部にて定められた「東大阪市生活保護行政適正化方針」に基づき、生活保護を本当に必要とされる方に必要とされる範囲で扶助を行うという、制度本来の趣旨を実現し、本市および制度に対する信頼確保と財政負担の軽減に努めます。取り組みといたしましては、受給者の自立支援、不正受給の削減、法にのっとった生活保護返納金・徴収金の管理、介護扶助の適正化などが考えられますが、特に生活保護費のなかで医療扶助が50%に近づいている現状がある中、医療扶助の適正化、具体的には今般の法令改正により更なる後発医薬品の使用を促進するとともに、薬剤の重複処方を防ぐためにかかりつけ薬局制度を推進してまいります。

### 2 生活困窮者の需要に応じた支援

増加する生活困窮者への早期支援と自立促進を図るために、「生活困窮者自立支援法」が平成27年4月から施行されました。法で定められた自立相談支援事業等の必須事業と就労準備支援事業等の任意事業を順次スタートし、平成28年度には全ての事業を行い支援の充実を図ってまいりました。

法施行から4年目になる平成30年度は、昨年度から引き続き、早期の就労支援、多重債務者への弁護士相談、家計相談、貧困の連鎖を断ち切るための子どもの学習支援を実施します。また、昨今社会問題となっているひきこもり対策に取り組んでまいります。

### 3 手話言語条例の制定について

「障害者の権利に関する条約」（2006年国連採択）を受けて改正された「障害者基本法」（第3条）において、手話が言語であると定義され、全国すべての自治体において、「手話言語法の制定」の請願が採択されるとともに、「手話言語条例」の制定の動きが活発化しています。

本市においても手話言語条例制定に向けた意見交換会を開催し、当事者や関係団体を交え意見を聞きながら、準備をしています。平成30年度に手話言語条例の制定を目指すとともに、手話が言語として認識され、広く普及されるよう取り組んでまいります。

### 4 地域包括ケアシステムの深化・推進

いわゆる団塊の世代が後期高齢者になられる2025年に向けて、要介護認定者、認知症高齢者、医療ニーズの高い高齢者、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の増加などの「都市型高齢化」の更なる進展、また高齢者を取り巻く環境の変化に伴う生活支援ニーズの多様化などが予測されます。

このような中、福祉部では平成27年4月に地域包括ケア推進課を設置し、できるだけ住み慣れた自宅や地域で自分らしく生活を続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進してまいりました。

本市「地域包括ケアシステム」については今後も深化・推進を目指し、平成30年度から3ヵ年を計画期間とする第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画においてもさまざまな取り組みを進めてまいります。平成30年度においては特に次のことに取り組んでまいります。

- 要支援者等への介護予防・日常生活支援総合事業への完全移行を円滑に進めつつ、地域での高齢者支え合い活動を推進します。
- 高齢者の入院による急性期の治療から退院後の在宅療養へ円滑に移行することなど、在宅生活を維持できる医療と介護にかかる連携体制の構築や相談体制の整備を進めます。
- 認知症高齢者ができるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、啓発や理解の促進を進めながら、行方不明となる認知症高齢者を地域全体で見守る力を高め、早期発見・早期保護の取り組みを一層強化します。

### 5 地域共生社会の実現に向けた計画策定

平成29年6月の社会福祉法改正に伴い、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域のあらゆる人が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向け、平成30年度より、国において様々な取り組みが進められてまいります。

本市においても、こうした「地域共生社会」の理念を踏まえ、地域における課題を住民が自らの課題（我が事）として主体的に把握し、包括的に（丸ごと）受け止めることのできる体制整備、いわゆる「我が事・丸ごと」の地域づくりをめざし、平成30年度に第5期地域福祉計画の策定に取り組んでまいります。